

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要について

1 改正の趣旨

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案において、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者に関しては、国家公務員災害補償法（以下「災害補償法」という。）の死亡に係る給付（遺族補償等）の支給に関する規定の適用について、地震の発生日（平成23年3月11日）に死亡したものと推定する旨の特例を設けることを参酌し、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正し、同様の特例措置を設けるもの。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（以下「協力援助法」という。）における給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国が行う給付については、災害補償法の規定を「参しやく」して政令で定めることとされている（第6条第1項）。

また、都道府県が行う給付については、上記政令の規定に準じて、当該都道府県が条例で定めることとされている（同条第2項）。

2 改正の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者について、

- ・ 生死が3箇月間分からない場合
- ・ 死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合

には、遺族給付等の支給に関する規定の適用については、平成23年3月11日に死亡したものと推定することとする。

3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行する。